

税務訴訟資料 第259号-14 (順号11127)

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等、法人税更正処分取消請求
控訴事件

国側当事者・国(諏訪・神田税務署長)

平成21年1月28日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成
20年6月12日判決、本資料258号-110・順号10968)

判 決

控訴人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
控訴人	B株式会社
同代表者代表取締役	甲
上記兩名訴訟代理人弁護士	伊達 俊二
同	馬目 順子
被控訴人	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	吉田 俊介
同	馬田 茂喜
処分行政庁	諏訪税務署長
	今井 公一
同指定代理人	中坪 敬治
同	石井 明美
処分行政庁	神田税務署長
	廣川 昭廣
同指定代理人	渋谷 時幸
同	佐藤 宣弘
同	茅野 純也
同	石井 正

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 諏訪税務署長(処分行政庁)が、控訴人A株式会社(以下「控訴人A」という。)に対し、平成15年5月29日付けでした平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度

以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。

- 3 諏訪税務署長が、控訴人Aに対し、平成15年5月30日付けでした平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度に係る法人税更正処分（ただし、平成17年6月22日付け裁決による一部取消後のもの）中の納付すべき税額1126万8100円を超える部分及び当該法人税に係る重加算税賦課決定処分（ただし、同裁決による一部取消後のもの）を取り消す。
- 4 諏訪税務署長が、控訴人Aに対し、平成15年5月30日付けでした平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、平成17年6月22日付け裁決による一部取消後のもの）中の納付すべき消費税の額2340万3700円及び納付すべき地方消費税の額585万0900円を超える部分並びに当該消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分（ただし、同裁決による一部取消後のもの）を取り消す。
- 5 神田税務署長（処分行政庁）が、控訴人B株式会社（以下「控訴人B」という。）に対し、平成16年6月29日付けでした平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度に係る法人税更正処分中の納付すべき税額525万6700円を超える部分及び当該法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 控訴人らは、いずれもコンピュータのソフトウェアの開発業務等を目的とする株式会社であり、控訴人Aは、控訴人Bの完全子会社である。控訴人Aは、平成13年4月1日、E株式会社F事業所から、ソフトウェア（生産管理及び販売管理に関する統合ソフトウェア）の開発業務を受注したが、このうち6つのシステムに不具合が生じたとして、平成14年1月15日付けをもって、控訴人Bに対し、不具合に関わる対応改善業務を発注し、その対価として外注費8977万円及び消費税等448万8500円、合計9425万8500円を支払うこととした。そして、控訴人Aは、控訴人Bに対し、上記外注費の名目で、5872万6500円を平成13年の事業年度（平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度）中に、残額3553万2000円を平成14年の事業年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度）中にそれぞれ支払った。

しかし、処分行政庁の諏訪税務署長は、上記の不具合対応業務の発注は、控訴人Aの利益を控訴人Bに移転させることを目的として仮装したものであって実体がなく、外注費として支払われた金員は寄附金に当たるとして、控訴人Aに対し、平成15年5月29日付けで平成13年事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分をし、平成15年5月30日付けで、平成13年事業年度に係る法人税の更正処分、当該法人税に係る重加算税賦課決定処分、当該課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分、並びに当該消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分をした。また、処分行政庁の神田税務署長も、同様の理由で、控訴人Bが平成14年事業年度において控訴人Aから外注費の一部として受領した3553万2000円は、控訴人Aから金銭の贈与を受けたものであるとして、控訴人Bに対し、平成16年6月29日付けで当該事業年度に係る法人税の更正処分及び当該法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分をした。

なお、法人税法37条6項（平成14年法律第79号による改正前のもの、以下同じ。）は、寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（括弧内省略）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする旨定めている。

2 本件は、控訴人A（原審裁判所平成●●年（〇〇）第●●号事件原告）が、諏訪税務署長のした上記法人税の青色申告承認取消処分、法人税の更正処分（ただし、平成17年6月22日付け裁決による一部取消後のもの）中の納付すべき税額1126万8100円を超える部分、当該法人税に係る重加算税賦課決定処分（ただし、同裁決による一部取消後のもの）、消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、同裁決による一部取消後のもの）中の納付すべき消費税の額2340万3700円及び納付すべき地方消費税の額585万0900円を超える部分、並びに当該消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分（ただし、同裁決による一部取消後のもの）の各取消しを求め、控訴人B（原審裁判所平成●●年（〇〇）第●●号事件原告）が、神田税務署長のした上記法人税の更正処分中の納付すべき税額525万6700円を超える部分及び当該法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分の各取消しを求めた事案である。

3 本件の前提事実、争点及び争点に関する当事者双方の主張は、次項のとおり当審における主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1項ないし3項に記載されたとおりであるから、これを引用する。

4 当審における主張 （控訴人らの主張）

(1) Bグループの経営会議では、定例の議題のほか、業務遂行上の実務的な検討を行うために各部門からの依頼による議題が設定され、業務遂行に関する事項について承認・検討・連絡等が行われていたものであり、被控訴人が主張するように、経営に関する重要な事項について検討決定する場ではなかった。そして、その経営会議において、平成13年度末の時点での控訴人Bの赤字が予想されていたという事実はなく、実際に行われていた本件不具合対応業務について、控訴人Aから控訴人Bに対する発注等の契約手続がとられていないことや、控訴人Bとして本件不具合対応業務に関する検収や売上計上がされていなかったことから、控訴人Aに関しては過剰利益が、控訴人Bに関しては過少利益が計上される事態となっていたため、正当な利益を適正に計上することが指示されたにすぎないのであり、税額を不正に減らすようなことを企図したことはない。

(2) 本件不具合対応業務は現実に存在し、控訴人Bはその業務を行っている。控訴人Bの従業員は、そもそも予定になかった上記の業務を平成13年10月から行うことになったため、本来の業務を止めたりしながら上記の業務に対応し、本件不具合対応業務に従事しながら、本来の担当業務として人件費の処理等がされた者もいるのである。

(3) 本件不具合対応CDは、その業務に係る最終の納品物として納品され、そのスクリプトの抽出データは納品先のE側から提供されており、控訴人らによって改ざんすることのできないデータである。そして、そこに控訴人Bの従業員の氏名記録がされている事実は、控訴人Bが本件不具合対応業務をした客観的な証拠である。

(4) 仮に本件不具合対応業務の一部に疑義があったとしても、その疑義のある部分を除いた業務に相当する金額について、それに相応した本件の各行政処分は取り消されるべきである。

（被控訴人の主張）

(1) 控訴人らは、原審において、Bグループの経営会議は経営に関する重要な事項を決定する機関としての機能を果たしているとの被控訴人の主張に対し、これを認めると答弁しているから、上記の主張がこれを覆す趣旨であれば自白の撤回に当たり許されない。

(2) 本件不具合対応業務は実体がなく、一部でも存在することはない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人（処分行政庁）が控訴人らに対してした本件の各処分は適法であって、控訴人らの本件請求はすべて理由がないから、これらを棄却すべきであると判断する。

その理由は、次の1項のとおり付加訂正し、当審における主張にかんがみ、2項のとおり補足説明をするほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

1 (1) 原判決18頁10行目の「見当たらないのであって」から11行目の「行われていたとすれば」までを、次のとおり改める。

「見当たらない。しかし、原告（控訴人）Aにとって、その売上の大半を占めるEグループは最も重要な取引先であり、そこでの取引がなくなれば会社の存続にも関わる事態を招くことから、巨額の対価をもって契約のされた本件のシステム開発に関するクレーム処理は、原告らにおいて極めて重大な関心事のはずであって（原告らの代表者や丙は、原審において、平成13年10月ころ、E・F事業所の担当責任者であるrから、納品したシステムに不具合がある旨厳しい叱責を受けた、仮にEグループとの取引が停止になれば、原告Aは倒産しかねない状況になると供述ないし証言している。）、真に原告らの主張するような本件不具合対応業務が行われていたとすれば、技術担当者の丙から詳細な経過報告がされることはもとより、経営会議の議事録等にも当然に記載されるべき事柄であると考えられるにもかかわらず、それらの事実が全く見受けられないというのは」

(2) 原判決23頁17行目から20行目にかけての⑤の記述部分を削り、以下の⑥ないし⑩を順に⑤ないし⑩に、24頁16行目の「16名」を「15名」に、それぞれ改める。

(3) 原判決25頁18行目の次に行を改め、次のとおり加える。

「なお、原告（控訴人）らは、当審において、④作成の陳述書（甲83）を提出するが、それには、「G」の修正作業をしていないと認定されたXについて、その認定に反する内容が記載されている。しかし、④は原告Bの従業員であるところ（甲62）、前記認定のとおり、原告らの代表者や役員は、税務調査の段階から、税務署の係官による自社の従業員に対する事情聴取に介入し、従業員に強い心理的圧力を加えて任意の供述をすることを妨げてきたのであって、そのような経緯に照らすと、④の陳述書も、原告らの代表者や役員の意向に迎合して作成された可能性が疑われるのであり、その陳述内容にたやすく信用性を認めることはできないというべきである。」

(4) 原判決26頁19行目の「(同順号23)」の次に「、そのほかh（同順号15）、④（同順号22）、③（同順号25）、④（同順号26）及び⑤（同順号30）ら」を加える。

(5) 原判決29頁11行目の「52の1、3」を「52の1ないし3」に改め、下から4行目の末尾に次のとおり加える。

「なお付言すると、本件覚書には、コード統一恒久対応、24H稼働へのカスタマイズ、商流仲介管理、調達e-commerce、輸出機能：H対応及び補材治工具発注管理の6つのシステムに関する品質改善をE・F事業所が申し入れ、原告（控訴人）Aがこれを受託したと記載され、rがE・F事業所の担当責任者として記名押印している。しかし、rは、このように自ら本件覚書に調印しながら、E・F事業所が改善を要求したのは商流仲介管理及び輸出機能：H対応の2つのシステムだけであり、他のシステムの改善要求はしていないと述べているのであって（乙52の2・3）、本件覚書の内容はrの陳述とも食い違ふことが明

らかであるから、内容に関して著しく信ぴょう性を欠いたものというべきであり、本件覚書に沿った本件不具合対応業務が発注されたとは、到底認め難いものといわなければならない。」

(6) 原判決29頁末行の次に行を改め、次のとおり加える。

「オ 原告（控訴人）らは、本件不具合対応業務の一部に疑義があったとしても、その疑義のある部分を除いた業務は存在するものと扱うべきである旨主張する。

しかし、前記の認定説示にかんがみれば、原告らのいう本件不具合対応業務は全体として存在しないものと解されるのであって、原告らの主張は前提を欠いて失当である。」

2 補足説明

控訴人らは、本件不具合対応CDのスキプトの抽出データは控訴人らによって改ざんすることのできないものであり、そこに控訴人Bの従業員の氏名が記録されている事実は、控訴人Bが本件不具合対応業務をした客観的な証拠であると主張する。そして、控訴人らが本件不具合対応CDから出力したものとして提出した甲40ないし44号証に原判決別表10（不具合対応実績表）に記載された多数の者の氏名が記録されていることは、原判決も認定するとおりである。

しかしながら、本件不具合対応CD（乙12の資料5ないし8。ラベルに平成14年4月2日までに納品された旨の記載がある。）は、平成14年3月までの作業に対応するものであるところ、原判決認定のとおり、同月までに最終的な納品がされていたのは、「商流仲介管理」及び「輸出機能：H対応」のシステムのみであり、このことに乙42号証及び43号証の記載を合わせ考慮すると、上記甲40ないし44号証が、平成14年4月初めまでにE・F事業所に交付された本件不具合対応CDそのものから抽出されたものであることについては、疑問が残るところである。

他方、甲1号証及び原審証人丙の証言によれば、控訴人Aは、E・F事業所から受注した本件のGに関する業務の6～7割程度を控訴人Bに発注し、控訴人Bは、更にこれを上海Bに請け負わせており、平成13年秋にいったん納品したがE・F事業所から不具合を指摘された「商流仲介管理」システムについても、控訴人Bが同様な形でその開発業務に関与していたことが認められる。したがって、同システムの不具合に対し、控訴人Bがその負担、責任の下において処理に当たることは、むしろ当然であり、控訴人Bの従業員が同システムの修正作業に関わったとしても何ら異とするに足りず、控訴人Bは、本来、その対価を控訴人Aに請求できる筋合いではない。また、経営会議において「2001年度決算対応」が承認された平成14年2月16日以降においては、その方針に従って各種作業の担当者を表示することは容易なことであり、甲40ないし44号証に修正作業の担当者として表示されている者につき、その担当能力等に疑問があることは原判決の説示するとおりである。

以上の諸点を総合すると、甲40ないし44号証を、控訴人Bが控訴人Aから本件不具合対応業務を有償で請け負い、実際にその業務を遂行したことの証拠として採用することはできない。

第4 結論

よって、控訴人らの本件請求はすべて理由がないから、これらを棄却した原判決は正当であって、本件控訴はいずれも理由がない。

裁判官 内藤 正之
裁判官 大沼 和子